

令和 3 年 12 月 1 日

事業主各位

(一社) 中部労働技能教習センター

(一社) 更埴労働基準協会

「フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業に係る特別教育」 開催のご案内

高所作業の墜落防止処置等の強化を図るため、労働安全衛生法施行令の一部が改正され、一定の要件を備えたもので使用できない「安全帯」が「墜落制止用器具」に改められました。

また、労働安全衛生規則の一部が改正され、平成31年2月1日以降、「高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(ロープ高所作業に係る業務を除く)」に従事する労働者に対して特別教育を行うことが事業者には義務付けられました。

つきましては、下記により、「フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業に係る特別教育」を実施しますので、この機会に受講されますようご案内申し上げます。

記

1 特別教育の日時

令和 4 年 2 月 14 日 (月)

※受付 午前7時45分～

開講 午前8時開始

2 特別教育の場所

(一社) 中部労働技能教習センター 長野会場

長野市松代町東寺尾 2681-3

(電話:026-278-9255)

3 受講料等

受講料	8,800 円	教材費	1,000 円	合計	9,800 円
-----	---------	-----	---------	----	---------

※受講料及び教材費は消費税増税等に伴い、変更させていただく場合があります。(受講料・教材費は税込)

4 講習科目

学 科	① 墜落制止用器具に関する知識	2時間
	② 関係法令	0.5時間
	③ 作業に関する知識	1時間
	④ 労働災害防止に関する知識	1時間
実 技	① 墜落制止用器具の使用法等	1.5時間

5 受講受付人員及び受講申込締切日

定 員 30名

締切日 実施日の2週間前まで (ただし、定員になり次第締切)

6 受講申込み及び受講料納入

受講申込みは、「フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業に係る特別教育受講申込書」に

(1) 写真1枚 (縦 3.0 cm×横 2.5 cm、裏面に氏名記入)

(2) 受講料・教材費

を添え、(一社)更埴労働基準協会 〒388-8007 長野市篠ノ井布施高田 96 へお申し込み下さい。

(Tel026-292-0400 Fax026-293-0403)

7 当日の持参品

◆ 筆記用具 印鑑 (修了証交付時に使用、なおサインでも可)

◆ 作業着 安全靴又は運動靴 軍手 雨具

【ヘルメット、墜落制止用器具(フルハーネス型)(ある方は持参して下さい)】

8 助成金制度を活用される皆様へ

・「人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)(旧:建設労働者確保育成助成金)」が受けられます。

＊ 制度のご利用には受講後の証明が必要になります。

申請に必要な証明書類等は事業主の方から当センターにお送りください。

＊ 支給申請には条件等が定められています。

また、年度途中で制度の改正等ある場合がありますので詳細をご確認ください。

「助成金」についてのお尋ねは、

〒380-0935 長野市中御所 1-22-1 厚生労働省 長野労働局

職業安定部 職業対策課 雇用指導係 TEL026-226-0866

なお、「人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)」は、事業主の方から直接職業対策課へ連絡し、助成金請求に関する書類を取り寄せ手続きを行って下さい。また、請求時に必要な当センターの証明印、カリキュラムは、書類が整った時点でお送り頂ければ速やかに押印し、ご返送致します。

フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業に係る 特別教育受講申込書

受付年月日	令和 年 月 日		
受付番号	更 埴 号		
(一社) 中部労働技能教習センター所長 殿 下記の通り受講申込み致します。			
申込み 令和 年 月 日			
ふりがな	写真貼付欄 (修了証に使用します) 縦3cm×横2.5cm 写真1枚 裏面に氏名を記入して 下さい。(申込前6か月以内 に撮影したもの)		
氏 名			
生年月日	昭・平 年 月 日生 歳 性別 男・女		
現 住 所	〒 () 都・道 府・県 市・区 郡		
	電話 携帯電話 FAX		
勤 務 先	会社名		
	〒 () 都・道 府・県 市・区 郡		
	所在地 電話 FAX		
受講希望日	令和 年 月 日		
受講希望会場 (希望会場に○して下さい)	飯田・松本・長野・佐久・その他	入校通知 送付先	勤務先・現住所

* 下 の 欄 は 当 所 で 記 入 し ま す。

修了日	修了証番号		
受 講 料	教 材 費	記事	

【注意】○原則として30分以上遅刻の場合は欠席扱いとなります。その場合、受講料は返金いたしません。
○受講料及び教材費は原則として受講申込書をお送りいただいた後、受講日前までに納入をお願いします。

【個人情報について】
ご記入いただきました個人情報につきましては、労働安全衛生法に基づく講習等の実施、
修了証交付等の目的以外には使用せず、当センターが責任をもって管理いたします。

【フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業に係る特別教育】 標準時間割

令和2年
4月より適用

実施場所：(一社)中部労働技能教習センター

【 1日 】
学科4. 5時間
実技1. 5時間

7時45分～受付 8時講習開始

時 間	講習科目	講習時間
8 : 00 ~ 9 : 00	作業に関する知識	1.0
9 : 05 ~ 11 : 10	墜落制止用器具に関する知識	2.0
11 : 15 ~ 12 : 15	労働災害防止に関する知識	1.0
12 : 15 ~ 13 : 00	昼休み	(45分)
13 : 00 ~ 13 : 30	関係法令	0.5
13 : 30 ~ 13 : 50	学科テスト	(20分)
14 : 00 ~ 15 : 30	墜落制止用器具の使用方法等	1.5
15 : 35 ~	実技終了後、修了式	実技1時間30分